

循環型社会形成推進地域計画 作成マニュアル

令和 6 年 3 月

環境省環境再生・資源循環局

目次

1. はじめに
2. 循環型社会形成推進地域計画の記載例と解説

1. はじめに

循環型社会形成推進交付金等制度（以下「交付金制度」という。）は、廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村（一部事務組合、広域連合及び特別区を含む。以下同じ。）の自主性と創意工夫をいかしながら、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備等を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としている。

本交付金制度は、市町村の策定する循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）に対する総合的支援制度であり、次のような特徴がある。

① 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分が可能

交付金は地域計画に位置づけられた各事業に対し、事業間調整・年度間調整が可能である。

② 明確な目標設定と事後評価を重視

廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する明確な目標を設定し、その達成状況や計画の進捗状況について事後的に評価し、公表する。

③ 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進

地域計画の作成に当たり、国、都道府県及び市町村が意見交換を行うことにより、我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築する。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保する。

本マニュアルにおいては、「交付金制度」における「地域計画」の作成に当たっての考え方について、説明する。

【作成者】

地域計画は計画対象地域内における一般廃棄物処理に関する総合的な施策を記述するものであり、計画の作成者は、域内における一般廃棄物処理の全体像を決定する立場にある市町村であることが基本となる。

一部事務組合等についても計画の作成者となり得るが、当該組合が焼却処分、収集運搬、最終処分など限定的な範囲の事務のみを行っているなど、処理システム全体の設計を行う立場にない場合には、単独で計画作成者となることは適当でないと考えられる。

【整備する施設の種類の地域計画の記載対象範囲について】

循環型社会形成推進交付金等は、地域内の循環型社会形成をより一層進めていくことを目的としていることから、地域計画では、し尿処理を含めた一般廃棄物処理の循環型社会形成に向けた総合的な計画として策定されることが基本となり、原則的には、廃棄物処理関係及びし尿処理・浄化槽関係の両方を含んだ総合的な計画として作成されるべきである。

しかしながら、計画期間内に廃棄物処理施設及びし尿処理施設・浄化槽のいずれかの整備が予定していない場合や、廃棄物処理関係及びし尿処理・浄化槽関係の事務の担当が、市町村と一部事務組合等に分かれており、かつ、これらの施策や目標を、総合的に束ねた計画を作成することが困難である場合には、地域計画の記載対象を、計画に基づいて整備しようとする施設に係る部分のみとしてもよい。特に、浄化槽整備のみを行う場合については、「浄化槽整備のみを行う場合における循環型社会形成推進地域計画の取り扱いについて」（平成22年1月28日付け事務連絡）に記載されているとおり、従来からの市町村の生活排水処理基本計画に加えて様式を作成することで、地域計画に代わるものとして取り扱うことができる。

なお、本マニュアルの記載例では、廃棄物処理関係及びし尿処理・浄化槽関係の両方を含んだ計画例を示している。

【地域計画の内容】

地域計画は、明確な目標設定が重要なポイントであり、目標を達成するための施策として、施設の整備とそれに関連した計画支援事業のほか、発生抑制、再使用の推進及び処理体制の構築、変更に関する事項等について、以下の事項を記載すること。

○計画の基本的な事項

対象となる地域、計画期間、ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況及びプラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容等

○循環型社会形成推進のための現状と目標

○目標達成に向けた施策

○交付期間における各交付対象事業の概算事業費

○計画のフォローアップと事後評価

【循環型社会形成推進協議会】

地域計画を策定する市町村は、循環型社会形成推進協議会（以下「協議会」という。）を必要に応じて開催することができる。

○協議会の構成

協議会の構成は、地域計画を作成する市町村と都道府県及び国（地方環境事務所）の担当者とする。必要に応じて、学識経験者等を追加することも可能である。

○協議会の開催

協議会は、地域計画を策定しようとする市町村が必要に応じて開催する。協議会開催に先立ち、市町村は、地域計画（案）を都道府県に送付し、さらに、地域計画（案）を受けた都道府県は国にあらかじめ送付しておくことが望ましい。協議会の開催は1～2回程度とする。協議会では、意見交換に先立ち、市町村は案について説明し、その後、説明内容を踏まえ、質疑応答や意見交換を行う。

協議会開催の手順については、以下のとおり。

① 市町村が、地域計画（案）に記載した計画対象地域、計画期間、処理の目標、ごみ処理及び生活排水処理のソフト面及びハード面の施策等の記載事項について、原案のように取りまとめるに至った経過を踏まえて説明を行う。特に、交付金制度を活用して整備しようとする施設については、計画地域の一般廃棄物処理システム（分別収集区分、処理体制、処理施設、必要用地面積等）を踏まえ、施設の概要を決めるに至ったこれまでの検討内容について、説明が行われることが望ましい。

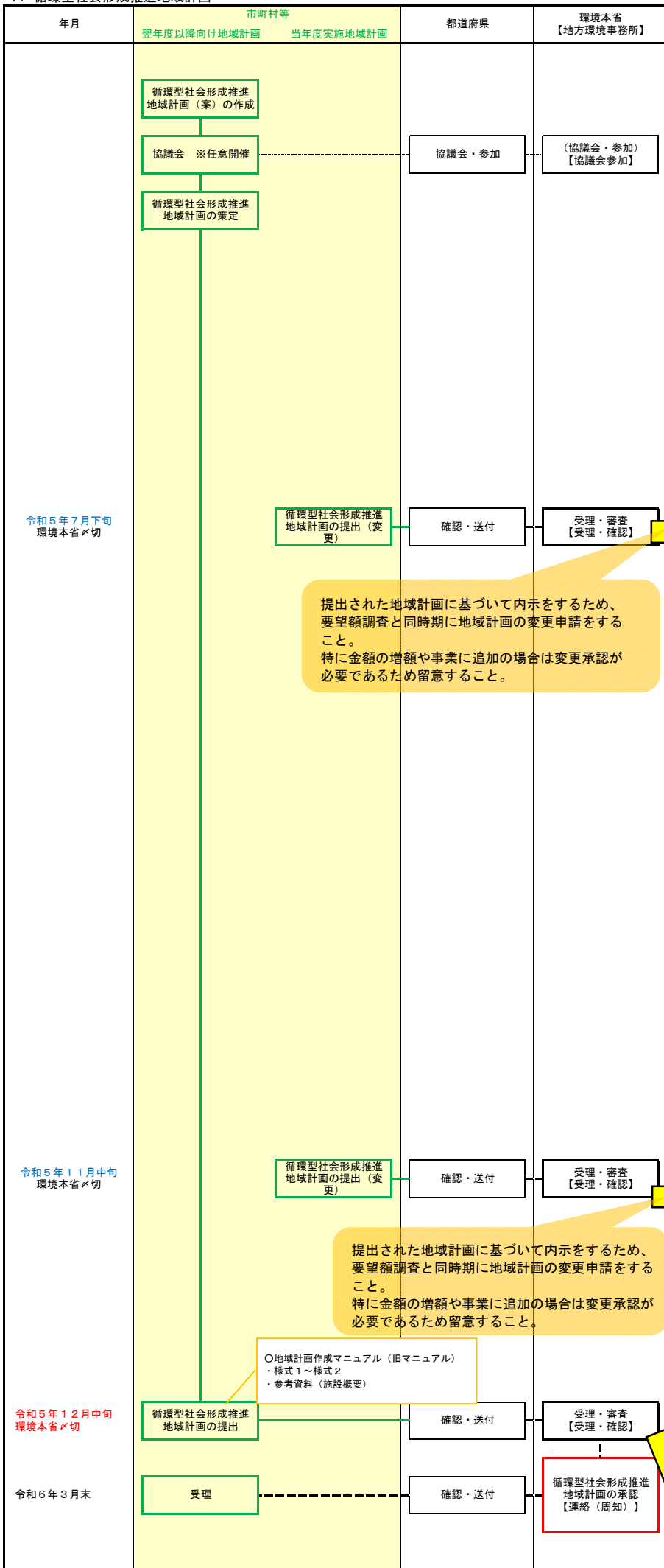
- ② 都道府県が、廃棄物処理法第5条の5に基づき策定した廃棄物処理計画との整合性や、都道府県が策定した広域化・集約化計画等との整合性について意見を述べる。
- ③ 廃棄物処理法第5条の2に基づく基本方針等を踏まえ、地域計画（案）の内容について、国、都道府県、市町村で意見交換を行う。

【交付金制度の流れ】

参考に関交付金制度の流れを「循環型社会形成推進交付金等に係る事務フロー図」で示す。

循環型社会形成推進交付金等に係る年間事務フロー図（令和5年度の場合）

1. 循環型社会形成推進地域計画

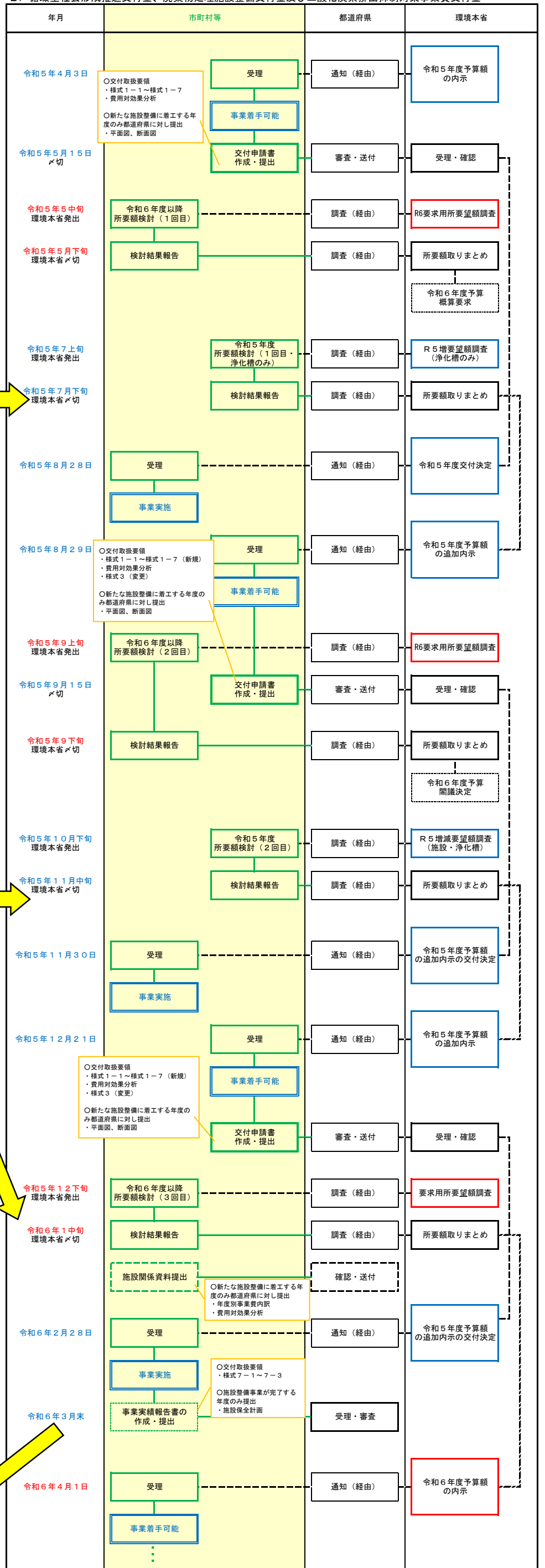


※年度末に承認するための一般的な事務フローであり、地域計画の策定が済んだものから随時提出することで差し支えない。

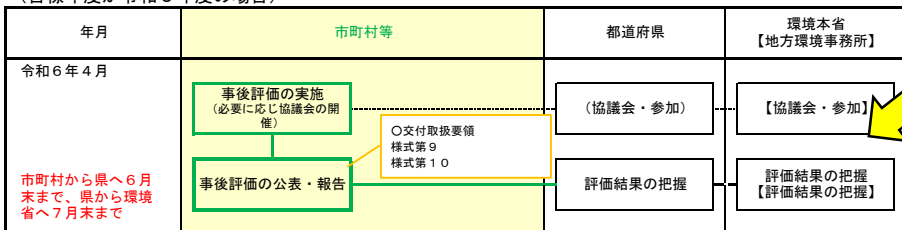
令和6年度3回目（翌年度内示に向けた要望額調査）において、12月に提出された地域計画から要望額を確認し、内示額を判断する。

交付要綱 第8第2項
環境大臣は、市町村から前項の規定に基づく地域計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び限度額について判断し、その結果を当該市町村及び当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体に対し通知する。

2. 循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金



3. 循環型社会形成推進地域計画に係る事業実施後（目標年度が令和5年度の場合）



2. 循環型社会形成推進地域計画の記載例と解説

地域計画の各ページについて記載例と解説を記載する。

前述したとおり、本マニュアルの記載例では、廃棄物処理関係及びし尿処理・浄化槽関係の両方を含んだ計画例を示している。策定する地域計画によって適宜参照すること。

また、地域計画作成フォーマットの欄外に記載要領を掲載しているため、策定の際は併せて参考にすること。

地域計画の策定に関する留意事項

地域計画は本文と添付資料からなり、本文とは、下記1から7まで（これに付する各図表を含む）及び総括表をいう。

- 1 計画の基本的な事項
 - 2 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）
 - 3 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）
 - 4 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）
 - 5 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）
 - 6 関連するその他の施策
 - 7 計画のフォローアップと事後評価
- 総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

○基本的事項

<p>*全体について</p> <p>【地域計画作成ツールについて】 作作用として、4種類フォーマットを提示する。策定予定の地域計画の内容に合わせて使用すること。</p> <p>①施設整備事業と浄化槽事業を行う地域計画を策定する場合 01_【施設+浄化槽】（地域計画の名称）.xlsx</p> <p>②施設整備事業のみ行う地域計画を策定する場合 02_【施設】（地域計画の名称）.xlsx</p> <p>③浄化槽事業のみを行う地域計画を策定する場合 03_【浄化槽】（地域計画の名称）.xlsx</p> <p>※「（地域計画の名称）」の部分は適宜変更すること。</p>	
<p>【各フォーマットのシート入力等について】</p>	
<p>原則禁止とする事項 （参照範囲を指定しているため）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行、列の追加（文章の記載箇所で行追加で幅不足を補う場合や添付資料は除く） ・列幅の変更 ・数式の変更
<p>自由に行って構わない事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行間、文字サイズの変更 ・文字の配置（適宜「左揃え」、「右揃え」、「中央揃え」を行うこと。） ・その他、参照等に影響がない事項
<p>備考</p>	<p>実施する施設整備事業、浄化槽事業について記載する各表について、記載列に書き切れない場合は、シートを複製して対応すること。</p>
<p>【PDF化（印刷）の際の留意点】 PDF化（印刷）する際は、下部（フッター等）にページ番号を記載すること。</p>	
<p>*本文について 地域計画策定マニュアル（令和6年3月作成）、欄外の記載要領を参考にすること。</p>	

***添付資料について**

策定する地域計画によって、添付資料は異なるため、適宜地域計画に合わせて添付すること。

・計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度ごとの一般廃棄物の処理に係るトレンドグラフ（総人口、事業系ごみ排出量、生活系ごみ排出量、1人あたりのごみ排出量、1人あたりの排出量、総資源化量、最終処分量を記載）

簡単な様式を用意しているため、適宜使用すること。策定主体において別で用意できる場合は、使用する必要は無い。

・計画開始前過去5年程度から目標年度までの各年度ごとの生活排水の処理に係るトレンドグラフ（総人口、公共下水道、集落排水施設等、合併処理浄化槽等、未処理人口を記載）

簡単な様式を用意しているため、適宜使用すること。策定主体において別で用意できる場合は、使用する必要は無い。

・対象地域図

・地域内の施設の現況と予定（位置図）（浄化槽整備区域図及び浄化槽処理促進区域図を含む）

・現有及び新設予定の廃棄物処理施設が所在する地域のハザードマップ（災害が想定されない地域を除く。）

・国土強靱化地域計画（事業が記載されているページの抜粋、記載箇所を赤枠）

***添付書類について**

後述する「○理由書等の早見表」を参考に、該当する場合は、地域計画に合わせて提出すること。

・「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（令和6年3月29日付）に基づく理由書等（適用を受けたい場合）

○地域計画において対象とする環境省所管の交付金等について

対象は、下記のとおり。

*内閣府予算に計上された（項）沖縄開発事業費（目）循環型社会形成推進交付金

*国土交通省予算に計上された（項）北海道開発事業費（目）循環型社会形成推進交付金

*国土交通省予算に計上された（項）離島振興事業費（目）循環型社会形成推進交付金

*環境省予算に計上された（項）廃棄物処理施設整備費（目）循環型社会形成推進交付金、廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

○国土強靱化地域計画について

交付金等を活用する施設整備事業、浄化槽事業において確認する、国土強靱化地域計画に明記された事業としての判断基準は下記のとおり。

【廃棄物処理施設事業について記載ありと判断できる国土強靱化地域計画の記載例】

*個別の事業の実施内容の記載

地域計画の標記と一致する施設名（例：総括表1に記載の〇〇クリーンセンター）

循環型社会形成地域計画の様式〇〇参照 という記載でも可

*交付要綱別表第1に示す事業名の記載

マテリアルリサイクル推進施設

エネルギー回収型廃棄物処理施設

有機性廃棄物リサイクル推進施設 等

*「環境省の循環型社会形成推進交付金を活用」等の文言の記載

廃棄物処理施設整備交付金、二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金等の活用可能性もある場合は「環境省の循環型社会形成推進交付金等の活用」とすること。

【浄化槽事業について記載ありと判断できる国土強靱化地域計画の記載例】

*「合併浄化槽への転換促進」等の文言の記載

【参考】

国土強靱化計画国土強靱化の推進に関する関係省庁連絡会議での決定に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」分の配分に当たっては国土強靱化地域計画の策定を要件とするとともに、国土強靱化地域計画に明記された事業については交付金の優先採択を行うこととしている。

○プラ施設整備事業について

交付金等を活用する施設整備事業において確認する、「プラ施設整備事業」の該当・非該当の判断基準は下記のとおり。

【判断基準】

*プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化を直接実施するために必要な施設整備

（例：プラスチック使用製品廃棄物のマテリアルリサイクル推進施設、分別収集としてはストックヤード）

*プラスチック使用製品廃棄物以外の廃棄物と混合して処理する施設についても、分別収集及び再商品化を直接実施する施設

（例：不燃物とプラスチックを混合収集した後に選別する施設）

*プラスチック施設整備事業にサーマルリサイクル施設は含まれない

（プラスチック資源循環法第2条第8項で定められる再商品化に熱回収は含まれないため）

*再商品化の際に発生する残渣を処理するような施設整備事業はプラスチック施設整備事業に含まれない

（例：最終処分場）

○エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合の各項目の記載要領

※すべて令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（以下「施設規模算定模通知」という。）に基づくものである。

【計画1人1日平均排出量(g)】

整備する施設における対象となるごみにおける、直近1人1日当たりのごみ排出量の実績を基礎とすること。

なお、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」における一般廃棄物の排出量の削減目標を踏まえ、排出抑制施策及び集団回収等によるごみ減量効果等を的確に見込んで推計すること。

【計画収集人口（人）】

計画目標年次における（区域内の総人口）－（自家処理量人口）の値。

※計画目標年次における各人口は、過去10年間の当該地域の地域人口の実績値の動態をもとにすること。

【計画直接搬入量（t/日）】

目標年次における直接搬入量（日量計算値）とする。

なお、過去の直接搬入量の実績、将来の収集計画等を考慮して算定すること。

※交付対象として加えることのできる直接搬入ごみ量は、一般廃棄物及び地方公共団体等が行う公共活動によって生ずる産業廃棄物に限るものとする。

※令和6年3月29日付け環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理課長通知「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」に基づき広域化を実施する場合は、その分のごみ量を見込むことができる。

※他のごみ処理施設から排出される焼却灰等を溶融等により処理する場合は、直接搬入ごみとして見込むことができる。

【計画年間日平均処理量（t/日）※自動計算】

計画目標年次における年間処理量の日平均とする。

（計画1人1日平均排出量）×（計画収集人口）＋（計画直接搬入量）の式にて算出。

【通知に基づく施設規模 ※自動計算】

施設規模算定通知2（1）に定める数値。

年間停止日数については、上限である75日を適用している。

【災害廃棄物処理計画への受入の記載有無】

施設規模算定通知3ウに従い、災害廃棄物対策指針等に基づき災害廃棄物処理計画を策定し、処理区域外からの災害廃棄物を受入れる旨を記載していれば「○」を選択すること。それ以外は「－」を選択すること。

【災害廃棄物処理量（見込み%）】

上記が「○」の場合のみ記載する。施設規模に対する災害廃棄物処理量の割合（%）の数字のみ入力すること（単位は自動入力）。

【適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合】

上段「災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模」と比較し、整備する施設規模が小さい場合・・・プルダウンより①または②を選択すること。

整備する施設規模が大きい場合・・・プルダウンより③を選択すること。

※施設規模算定通知より、算定式で求められる規模より小さい施設を整備することができるのは、施設規模算定通知2（3）または3工のみ。

※要綱要綱別表1備考より、施設規模算定通知に基づく施設規模よりも整備予定の施設規模が大きい場合は、交付対象事業費の上限が適用される。

○理由書等の早見表

エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合は、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（令和6年3月29日付）に基づき施設規模を算定する必要がある。このとき特殊要因等により当該通知3イ及びウの適用を受けたい場合は、理由書及び必要資料を添付すること。必要な理由書の種類等については、下表のとおり。

	理由書①	理由書②	理由書③	参考資料	災害廃棄物 処理計画	備考
計画1人1日あたりのごみ排出量が数値目標を上回って減少しているため、実績の95%で計画1人1日平均排出量を見込む場合	○					
観光地等でごみ排出量の季節変動が著しく大きい場合		○		○		
災害廃棄物処理量を10%超えて見込む場合			○	○	○※	※処理区域外からの災害廃棄物を受入れる旨の記載部分の抜粋

○△×循環型社会形成推進地域計画

作成日	令和××年××月××日
-----	-------------

変更日	令和○○年○○月○○日（変更報告）、令和△△年△月△△日（変更申請）、令和△△年☆☆月☆☆日（変更報告）
-----	--

1 計画の基本的な事項

(1) 基礎情報

ア. 対象地域

構成市町村等（作成者）名	○○市、△町、□□村、○△□組合					
地域内総人口（人）	162,000					
地域総面積（km ² ）	13,500.00					
地域の要件	人口	面積				
離島、豪雪、山村、半島、過疎地域に該当がある市町村名	□□村（全部過疎）、△町（一部過疎）					
地域の要件がその他の場合は具体的に記載						
構成市町村に一部事務組合等が含まれている場合、当該組合の状況						
組合名称 （設立（予定）年月日）	○△□組合（平成5年4月1日設立）					
組合を構成する市町村	○○市、△町、□□村					
組合設立に関する、今後の見通し						

イ. 計画期間

開始年月日	令和6年4月1日
終了年月日	令和11年3月31日
計画期間※	5年

※目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(2) 対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

<p>(記載例1) ◇■県では、広域化・集約化を計画的に進め、循環型社会の実現を図るため、市町村の意見等を踏まえながら「◇■県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定している。 その中で当該地域は、○△□地域として位置づけられており、地域内行政区域全域を処理区域として、現存するごみ焼却施設を1施設に統合して整備する計画となっている。現在、○○地域の協議会を定期的を開催することにより、○年に統合すべく協議、立地の選定等を進めているところである。</p> <p>(記載例2) ○△□地域では、◇■県の「◇■県ごみ処理広域化・集約化計画」に基づき、焼却施設の集約化を図り、これを達成している。今後はこの体制を維持しながら、さらなる広域化、また地域内のマテリアルリサイクル施設の集約化を検討し、実施していく。</p>	
確認した都道府県の 広域化・集約化計画の名称	◇■県広域化計画

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

実施済の場合	実施地域	○○市（全域）、△町（一部過疎地域を除く地域）
	実施年度	R11年度中
	実施方法	④市町村・品目により異なる（詳細は下記に記載）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施予定の場合	予定地域	○○市、△町（一部過疎地域を除く）
	予定年度	R11年度中
	予定方法	⑤その他（詳細は下記）
	上記が④もしくは⑤の場合、その詳細	
実施しない（予定）地域	□□村（全部過疎地域であるため）	
プラ要件化対象事業の実施	○	
備考		

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

有料化導入状況	②一部の構成市町村で導入済
上記が④の場合、その詳細	
未導入の構成市町村名	□□村
有料化導入に向けた 検討状況 ※全ての構成市町村で導入 済の場合は記載不要	周辺自治体の導入効果を参考に、料金徴収方法、手数料単価について検討を行った上で、□□村においても有料化を令和8年度より導入する予定であり、○△□地域全体で有料化を行うこととする。

エ. 対象地域における災害廃棄物処理計画の策定状況

策定状況	②一部構成市が策定中
策定済の構成市（計画の名称）	〇〇市、□□村
未策定の構成市（策定予定時期）	△町（令和7年度）
備考	

【解説】

○地域計画名称について

下部線部分に地域計画の名称を記載すること。

○「作成日」について

作成年月日(提出日でも可)を記載すること(承認年月日ではない)。

○「変更日」について

変更年月日(提出日でも可)と変更内容(承認か報告か)を記載すること。
記載例)令和〇〇年〇〇月〇〇日(変更報告)、令和△△年△月△△日(変更申請)

1 計画の基本的な事項

(1)基礎情報

ア. 対象地域について

○構成市町村等(作成者)名

地域計画の対象地域となる構成市町村名と関係組合名全てを記載すること。

○地域の要件

地域計画策定の要件を選択すること(自由記載不可)。
組合等の場合、構成自治体の過半数が該当する必要がある点に留意。

イ. 計画期間

○浄化槽整備のみを行う場合において、生活排水処理基本計画(以下「生排計画」という。)をもって地域計画に代える場合については、当該生排計画の計画期間に応じて5年間でなくとも差し支えない。

○施設整備の期間が5年を超える場合については、7年を上限とし、それ以上となる場合には、第1次計画、第2次計画といった数次にわたる計画とする。

(2)対象地域における取組みに関する事項

ア. ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

広域化・集約化の検討状況について、関係市町村間の調整状況、広域化・集約化の達成年度などの目標、施設整備の広域化・集約化における位置づけ等、具体的に記載すること。

広域化・集約化の検討については、都道府県が策定する広域化・集約化計画等に基づくものであると考えられるため、その場合は、都道府県が策定する広域化・集約化計画等での対象地域の位置づけ等もを含めて記載すること。

なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設のうちごみ焼却施設の新設時は、ごみ処理の広域化・施設の集約化について検討することが交付要件となっている点に留意すること。

離島地域など地域の特性等による広域化・集約化が困難な場合は、その理由等を検討結果として記載すること。

イ. プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本項は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環法」という。)に基づく取組みとして、対象地域におけるプラスチック資源の分別収集及び再商品化の実施状況について記載すること。

○【実施済】とは

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック資源の分別収集及び再商品化について、プラスチック資源を日本容器包装リサイクル協会への委託(プラ法32条のルート)、環境省の認定(プラ法33条のルート)、独自処理(※)の方法により実施している状態を指す。

「プラスチック資源」についても留意すること。例えば、単に容器包装プラスチックの再商品化等を実施するだけでは、製品プラスチックについて再商品化等の実施ができておらず、プラスチック資源循環法に基づく取組みとして不足しているため、そのような状態は実施済とは言えない。

○独自処理について

独自処理を選択する場合は、実施済・実施予定に関わらず必ず地域計画策定前に、環境省リサイクル推進室(TEL:03-5501-3153,mail:plastic-circulation@env.go.jp)に相談すること。また、独自処理で実施済の場合は、どのようにリサイクルされているか環境省が確認する必要があるため、処理委託契約書や仕様書等の参考書類をあわせて提出すること。

ウ. 対象地域における一般廃棄物処理有料化の状況

有料化の実施方法ではなく、導入に向けた検討内容を簡潔に記載すること。構成市町村毎に検討内容等が異なる場合は、そのことが分かるように記載すること。
なお、有料化を実施済みの場合は、「6関連するその他の施策」において、その詳細を記載すること。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標（一般廃棄物の処理）

（1）一般廃棄物の処理の現状と目標（全域）

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標		現状	目標	
		令和4年度	令和11年度	現状比
①総人口（人）		162,000	155,500	-4.0%
排出量	②事業系ごみ排出量（トン）	14,530	13,400	-7.8%
	③生活系ごみ排出量（トン）	41,200	37,500	-9.0%
	④1人1日当たりのごみ排出量（g/人日）	656	615	-6.3%
	その他排出量（トン）	200	150	-25.0%
	⑤総排出量（トン）	55,930	51,050	-8.7%
	⑥1人1日当たりの排出量（g/人日）	946	899	-5.0%
再生利用量	⑦総資源化量（トン）	4,260	6,630	55.6%
	総排出量に占める総資源化量の割合	8%	13%	
最終処分量	⑧埋立最終処分量（トン）	7,260	4,250	-41.5%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	13%	8%	
エネルギー回収量	年間の発電電力量（MWh）	0	15,000	
	年間の熱利用量（GJ）	0	2,000	
特記事項	・その他排出量には集団回収量を含む。 ・各焼却施設では温水の場内利用を行っており、さらに、〇〇市〇〇焼却施設では、冬期間、蒸気利用による市営施設の暖房を行っている。			

※ 別添資料として①～⑧に関する過去及び将来推計のトレンドグラフを添付する。

《用語の定義》 下記のとおり表1で用いる用語の定義を行う。

②③排出量：対象地域において出されたごみの量（資源含む。集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕
 ※事業系・生活系それぞれで記載。

④1人1日当たりのごみ排出量：（生活系ごみ排出量－生活系資源ごみの量）*10⁶/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

その他排出量：②、③に該当しない排出量〔単位：トン〕

⑤総排出量：②+③+⑤の和〔単位：トン〕

⑥1人1日当たりの排出量：⑤*10⁶/総人口/年間日数〔単位：g/人日〕

⑦総資源化量：事業系の資源ごみ量+生活系の資源ごみの量+集団回収量等の和〔単位：トン〕

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量〔単位：MWh〕及び熱利用量〔単位：GJ〕

⑧最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

予測・目標における数値のうち、②③④が増加予測となるものがある場合はその理由を記載

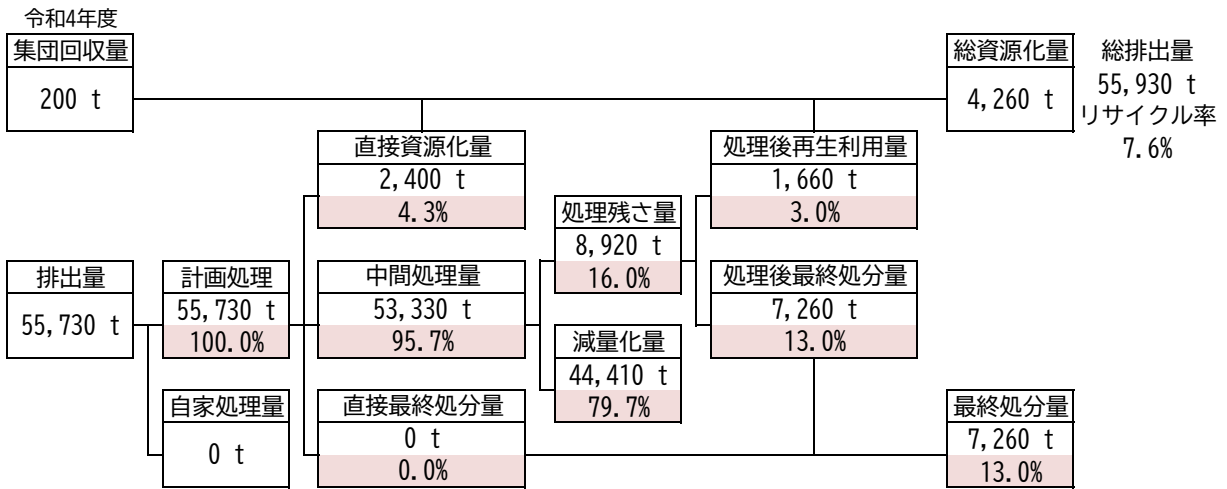
--

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

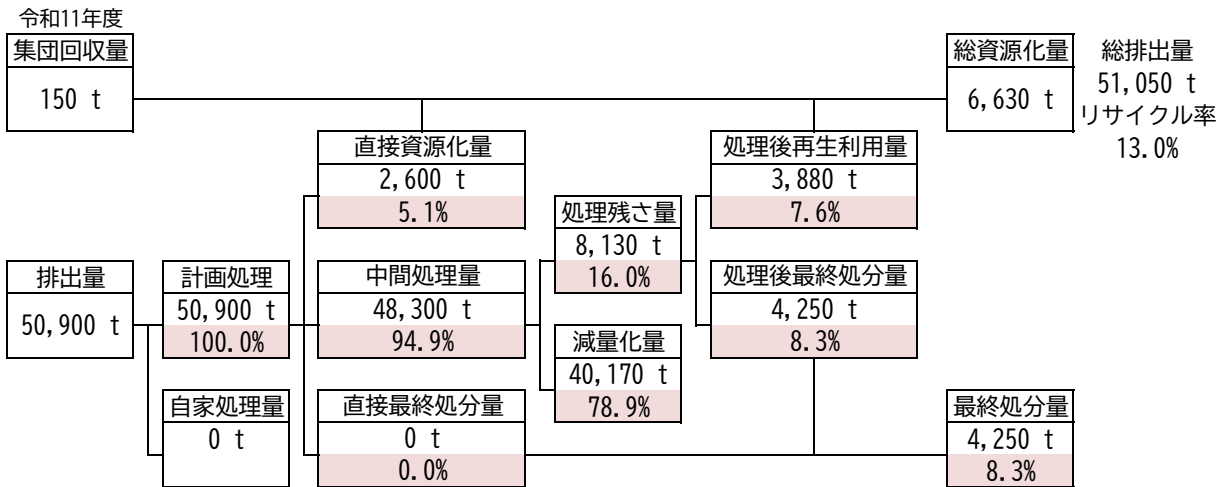
(2) 一般廃棄物の処理の現状と目標のフロー図（全域）

現状の一般廃棄物の処理状況フロー



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー



※端数処理により割合・合計が合わないことがある。

(3) 各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標

〇〇市		現状	目標	
		令和4年度	令和11年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量 (トン)	13,000	12,000	-7.7%
	生活系ごみ排出量 (トン)	33,000	30,000	-9.1%
	その他排出量 (トン)	0	0	0
	総排出量 (トン)	46,000	42,000	-8.7%
再生利用量	総資源化量 (トン)	3,500	5,500	57.1%
	総排出量に占める総資源化量の割合	8%	13%	/
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	6,000	3,500	-41.7%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	13%	8%	/

△町		現状	目標	
		令和4年度	令和11年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量 (トン)	1,200	1,100	-8.3%
	生活系ごみ排出量 (トン)	6,500	6,000	-7.7%
	その他排出量 (トン)	200	150	-25.0%
	総排出量 (トン)	7,900	7,250	-8.2%
再生利用量	総資源化量 (トン)	600	900	50.0%
	総排出量に占める総資源化量の割合	8%	12%	/
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	1,000	600	-40.0%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	13%	8%	/

□□村		現状	目標	
		令和4年度	令和11年度	現状比
排出量	事業系ごみ排出量 (トン)	330	300	-9.1%
	生活系ごみ排出量 (トン)	1,700	1,500	-11.8%
	その他排出量 (トン)	0	0	0
	総排出量 (トン)	2,030	1,800	-11.3%
再生利用量	総資源化量 (トン)	160	230	43.8%
	総排出量に占める総資源化量の割合	8%	13%	/
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	260	150	-42.3%
	総排出量に占める埋立最終処分量の割合	13%	8%	/

【解説】

2 循環型社会形成推進のための現状と目標(一般廃棄物の処理)

対象地域全域における一般廃棄物の処理の現状と目標について、表1、フロー図等を作成すること。

表1、フロー図等の作成に当たっては、生活系ごみ以外にも、必要に応じて、事業系ごみ、し尿処理汚泥等や市町村が一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物(あわせ産廃)の処理・処分実績も考慮すること。

計画目標を設定する年度については、原則として、計画に基づく施策の効果が現れる計画終了の翌年度(計画期間がR6～R10の場合、目標年次はR11)とする。

排出量等の将来予測を行う際は、排出量原単位、人口にパラメータを分けて行う必要があるが、予測手法は一次回帰程度の簡易なものでよい。

将来予測値に対して、施策の効果を勘案し目標を設定することとなるが、その際は、発生抑制の推進、再生利用率の向上、最終処分率の削減の方向性と整合がとれるよう、十分配慮すること。また、目標の設定は、基本方針、循環型社会形成推進基本計画における数値目標、各都道府県で掲げている廃棄物処理計画、廃棄物処理法第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画の目標値等を踏まえて行うこととする。

(3)各構成市町村の一般廃棄物の処理の現状と目標

構成市町村毎の積み上げにより、目標値を設定している場合については、市町村ごとの現状と目標が分かるよう表を作成すること。その他必要に応じて作成すること。対象地域が1市町村だけの場合など、表1の内容と同じ表となる場合は、作成・添付の必要は無い。

3 目標達成に向けた施策（一般廃棄物の処理）

（1）処理体制

ア．生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表2のとおりである。

現状、□□村については、最終処分場を持たないことから、埋立ごみを減らすため、リサイクルに積極的に取り組んでおり、生ごみ、野菜くず等をたい肥化しているが、他2市町では、可燃ごみとして収集、処分している。今後は、令和〇〇年度を目途に、□□村において行っている生ごみ等の分別収集を地域全体に広げ、メタン回収を行うため、メタンガス化施設を整備するとともに、分別区分と処理方法を統一化していく。

また、〇〇市で現状ではリサイクルされていない布類及び金属類については、今後、分別収集し、リサイクルする。さらに、現在、リサイクル可能物の分別収集が3市町村で異なることから、今後は、最も細分化されている□□村に他2市町も合わせ、容器包装リサイクル法で定める容器包装廃棄物の分別収集の徹底により、全量リサイクルを目標に再生利用を進める。なお、可燃物については、新たな施設により、エネルギー回収を行う。

イ．事業系ごみの処理体制の現状と今後

今後とも生活系ごみの分別区分に準じ、収集、処分を行う。また、今後は年間100トン以上の事業系ごみを排出する事業者に対しては、事業場における事業系ごみの減量、処理に関する計画を作成し、計画を実行するよう推進していく。

ウ．一般廃棄物処理施設であわせて処理する産業廃棄物の現状と今後

現状は産業廃棄物の処理を行っていないが、今後は、新設する汚泥再生処理センターで産業廃棄物である家畜ふん尿をあわせて処理をする。

（2）処理施設等の整備

上記（1）の今後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備、表4のとおり計画支援事業等を行う。また、参考として現有施設の一覧を表5で示す。

【解説】

3 目標達成に向けた施策(一般廃棄物の処理)

ごみ処理の体制について、分別区分、収集運搬・処分方法等、各種リサイクル法への対応、あわせ産廃の受入対応等に関する事項について具体的かつ簡潔に記載すること。また、現状と今後の分別区分に関する比較として表2を作成すること。その際それぞれの対象品目が、どのような施設に搬入・処理されるか分かりやすく記載すること。

表2 ○△□地域各市町村の生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

注) 記載例であるため、記載例 表3や表5と一致しない箇所がある。

現 状 (R4年度)									
〇〇市			△町			□□村			
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等	
燃やせるごみ	焼却	●●焼却施設	可燃ごみ	焼却	△町焼却施設	可燃ごみ	焼却	□□村焼却炉	
			プラスチック、ビニール			その他プラスチック			
燃やせないごみ	埋立	〇〇市××処分場	不燃物	埋立	△町処理センター	不燃ごみ	埋立	委託(△町)	
						生ごみ		□□村たい肥化施設	
ペットボトル	リサイクル	(売却)	ペットボトル プラスチック、ビニール	リサイクル	(売却)	容器包装プラスチック		(売却)	
古紙、牛乳パック(集団回収)		(売却)			紙類				(売却)
			資源ごみ(紙類、金属、布類、ガラス類)		委託	布類			委託
						金属類			(売却)
ビン・缶		委託				ビン類(色別)			委託
				空き缶				(売却)	
乾電池・蛍光灯	その他	委託	有害ごみ	委託		乾電池・蛍光灯		委託	
大型ごみ		〇〇市破碎施設	大型ごみ	破碎選別	△町××大型ごみ破碎場	大型ごみ		□□村破碎施設	



今 後 (R11年度)				
分別区分	処理方法		処理施設等	
			一次処理	二次処理
可燃ごみ	収(熱回)焼却	発電	〇〇地域クリーンセンター	(焼却灰) 〇〇市××処分場
プラスチック資源	再化商品		再商品化(委託)	
不燃ごみ	埋立		△町××処理センター	
生ごみ		メタン回収・たい肥化	〇〇地域クリーンセンター	
ペットボトル	リサイクル	圧縮、売却	〇〇地域クリーンセンター	(売却)
古紙、紙類		(売却)	(売却)	
布類		(売却)	(売却)	
金属類		再資源化	溶融(委託)	
びん		再資源化	破碎(委託)	
缶		圧縮、売却	〇〇地域リサイクルセンター	(売却)
乾電池、蛍光灯		再資源化	破碎、焼成(委託)	
大型ごみ		複合	破碎分別ほか	〇〇市破碎施設ほか

【解説】

表3-A~E ○○のための整備事業

表4 施設整備に関する計画支援事業等

表5 現有施設一覧

実施する施設整備事業、対象地域における現有施設に関する事項について一覧にまとめるもの。環境省所管の交付金等の活用の有無にかかわらず記載して構わない。記載に当たっては、作成用様式内に記載の「各項目の留意事項等」及び「記載例」を参考に、漏れなく記載すること。
なお、各表について、記載列に書き切れない場合は、シートを複製して対応すること。

表3-A マテリアルリサイクル推進等のための整備事業

事業番号	1	2			
施設名称	〇〇市資源センター	〇△地区資源リサイクルセンター			
事業主体	〇〇市	〇△〇組合			
工種	新設工事	改良(改造)工事			
事業目的 (新設・改良等の理由)	プラ資源及びペットボトルのリサイクル促進のため	老朽化した設備にたいし、基幹設備改良を実施することで、長期的な処理を継続するため			
施設種別	ストックヤード	リサイクルセンター			
処理方式	集積	破碎、選別			
処理能力(単位)	200 (m ³)	20 (t/5h)			
事業期間	R7~R8	R8~R10			
竣工(事業完了) 予定年月	R8.10	R10.5			
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	未定	□□村◎-×			
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深2.0m	浸水深2.0m			
浸水対策	敷地の高上げを行う	止水板の設置、処理が困難になる場合は周辺市町村へ処理を依頼する			
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○			
国土強靱化地域計画(計画の名称)	-	△町国土強靱化地域計画			
プラ要件化の経過措置の適用	○	-			
プラ施設整備事業	○	-			
CO2削減率 ※改良事業の場合	-	3.0%			
スラグの利用計画 ※灰溶融施設を整備する場合	-	-			
ストック対象物 ※ストックヤードを整備する場合	①プラスチック使用製品廃棄物 ②ペットボトル	-			
備考					

表3-B エネルギー回収等のための整備事業

事業番号	3				
施設名称	○△□組合クリーンセンター				
事業主体	○△□組合				
工種	新設工事				
事業目的 (新設・改良等の理由)	○△□地域における、可燃ごみ広域処理のため				
施設種別	ごみ焼却施設(エネルギー回収あり)				
型式及び処理方式	流動床式				
処理能力(単位)	未定				
事業期間	R9~R15				
竣工(事業完了)予定年月	R16.2				
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	□□村×××				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深2.0m				
浸水対策	機器を2階にあげる				
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
国土強靱化計画への記載 (計画の名称)	○○市国土強靱化地域計画、△町国土強靱化地域計画				
プラ要件化の経過措置	-				
エネルギー回収率 ※発電・熱回収がある場合	未定				
余熱利用の計画	-				
外部供給における利活用の概要	-				
CO2削減率 ※改廃事業の場合	-				
燃料の利用計画 ※ごみ燃料化施設を整備する場合	-				
バイオガス熱利用率 ※バイオガス化施設を整備する場合	-				
バイオガスの利用計画 ※バイオガス化施設を整備する場合	-				
備考					

事業番号	3				
施設名称	○△□組合クリーンセンター				
エネルギー回収のありなしに関わらず、焼却施設を環境省所管の交付金等を活用し、整備する場合は下記を記載					
計画1人1日平均排出量 (g)	350g	400g	500g		
計画収集人口 (人)	500,000人	500,000人	注) 記載例であるため、記載例 表1と一致しない箇所がある。		
計画直接搬入量 (t/日)	1.00t	3.00t			
計画年間日平均処理量 (t/日)	176t/日	203t/日	t/日	t/日	t/日
通知に基づく施設規模 <small>(計画1人1日平均排出量×計画収集人口+計画直接搬入量)×稼働効率</small>	222t/日	256t/日	t/日	t/日	t/日
災害廃棄物処理計画への受入の記載有無					
災害廃棄物処理量 (見込み%)	10%	5%			
災害廃棄物処理量を見込んだ通知に基づく施設規模	244t/日	268t/日	t/日	t/日	t/日
適切な施設規模よりも大きいまたは小さい施設規模で整備する場合					
備考					

表3-C 廃棄物運搬中継のための整備事業

事業番号	4				
施設名称	〇〇市可燃ごみ運搬 中継施設				
事業主体	〇〇市				
工種	新設工事				
事業目的 (新設等の理由)	ごみ処理の広域化・ 集約化に際し、新処 理施設の建設予定地 より遠方となる〇〇 市のごみ収集運搬効 率の向上を図るため				
型式及び処理方式	コンパクト・コンテ ナ方式				
処理能力(単位)	50 (t/日)				
事業期間	R12~R15				
竣工(事業完了) 予定年月	R16.2				
設置予定地 ※検討中の場合は「未 定」	△△村〇-〇-×				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m				
浸水対策					
環境省所管(循環交付金 等)の活用を予定 ※「〇」の場合は以下の項目 を記載すること	○				
国土強靱化計画への記載 (計画の名称)	-				
プラ要件化の経過措置	-				
プラ施設整備事業	-				
関連する広域化・集約化 事業の概要	〇△□地域におけ る、可燃ごみ広域処 理施設として、□□ 村にごみ処理施設を 新設し、3市町村の 可燃ごみを広域処理 する				
施設へのごみの直接持ち 込みの有無	有				
取扱う収集品目	可燃ごみ				
備考	収集ごみのほか、市 民からの直接受入も 行う				

表3-D 有機性廃棄物リサイクル推進のための整備事業及びし尿処理施設の改良等

事業番号	5	6			
施設名称	○△□組合汚泥再生処理センター	△町し尿処理センター			
事業主体	○△□組合	△町			
工種	新設工事	改良（改造）工事			
事業目的 （新設・改良等の理由）	し尿処理施設の設備の老朽更新に伴い、施設を集約化し効率的な処理の継続と廃棄物の資源化を図る	老朽化した設備にたいし、基幹的設備改良を実施することで、長期的な処理を継続するため			
施設種別	汚泥再生処理センター	し尿処理施設			
型式及び処理方式	高負荷脱窒素処理方式+堆肥化	高負荷脱窒素処理方式			
処理能力（単位）	200（kl/日）	100（kl/日）			
事業期間	R4～R6	R9～R11			
竣工（事業完了）予定年月	R6.8	R11.6			
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	〇〇市〇-〇〇	△町△△			
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深2.0m	浸水深.0m			
浸水対策	敷地の嵩上げを行い、周辺地域の冠水など搬入が困難な場合は周辺市町村へ処理を依頼する	-			
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○			
国土強靱化計画への記載 （計画の名称）	-	-			
CO2削減率 ※改良事業の場合	-	5.0%			
処理する有機性廃棄物 ※汚泥再生処理センターを整備する場合	農業集落排水施設汚泥 浄化槽汚泥	-			
資源化の方法 ※汚泥再生処理センターを整備する場合	コンポスト化	-			
資源化物の利用方法 ※汚泥再生処理センターを整備する場合	構成市町村の地域を対象に有償配布	-			
堆肥の利用計画 ※ごみ堆肥化施設を整備する場合	-	-			
飼料の利用計画 ※ごみ飼料化施設を整備する場合	-	-			
計画処理人口及び面積 ※コミュニティ・プラントを整備する場合	-	-			
備考					

表3-E 適正な最終処分のための整備事業

事業番号	7				
施設名称	○△□組合最終処分場				
事業主体	○△□組合				
工種	新設工事				
事業目的 (新設等の理由)	現行施設の埋立容量がひっ迫しているため、中間処理後の残る残さを安全に処分するために整備を行う				
埋立て場所	山面				
型式及び処理方式	セル&サンドイッチ方式				
処分場総面積	500㎡				
処分場埋立面積	100㎡				
処分場埋立容積	5000㎡				
事業期間	R4~R6				
竣工(事業完了) 予定年月	R6.8				
設置予定地 ※検討中の場合は「未定」	○市○-○-×				
想定される浸水深 ※未定の場合は記載不要	浸水深0.0m				
浸水対策	-				
環境省所管(循環交付金等)の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○				
国土強靱化計画への記載 (計画の名称)	○○市国土強靱化地域計画				
プラ要件化の経過措置	○				
埋立期間	15年				
埋立開始(予定)年月	2025年4月				
埋立終了(予定)年月	2040年3月				
跡地利用計画	未定				
備考					

表4 施設整備に関する計画支援事業等

事業番号	①	②	③	④	
関連する本体事業の番号	1	6	7	1	
事業名	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	施設整備に関する計画支援事業	
事業主体	○△□組合	△町	○△□組合	〇〇市	
事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備工事のため	し尿処理施設の改良工事のため	最終処分場整備工事のため	●●クリーンセンター施設解体のため	
事業概要	基本計画作成 発注仕様書作成 PFI事業者選定	長寿命化計画策定 基本計画作成 発注仕様書作成	測量 地質調査 土地造成計画	アセス調査	
環境省所管（循環交付金等）の活用を予定 ※「○」の場合は以下の項目を記載すること	○	○	○		
プラ要件の経過措置	-	-	-		
プラ施設整備事業	-	-	-		
備考		交付対象外の長寿命化計画策定は単費で実施		単費で実施	

表5 現有施設一覧

施設種別	焼却施設	焼却施設	粗大ごみ処理施設				
施設名	●●焼却施設	△町焼却施設	〇〇市破碎施設				
施設所有主体	〇〇市	△町	〇〇市				
型式及び処理方式	ストーカ式	ストーカ式	破碎・選別				
処理能力(単位)	80(t/日)	50(t/12h)	15(t/8h)				
エネルギー回収の有無	－	無	無				
竣工年月	S60.3	S59.6	H10.4				
廃止又は休止(予定)年月	R16.3	R2.3	未定				
施設所在地	〇〇市××	△町◇×	〇〇市××				
想定される浸水深			浸水深1.5m				
浸水対策			主要設備を2階以上に設置する。受入ができなくなった場合は、地域内ほか施設で処理する				
交付金を活用した解体を実施する場合、その交付条件	関連性・連続性の解体	跡地利用の解体					
廃焼却施設解体事業着手(予定)年月 完了(予定)年月	R16.4	R3.5					
	R18.4	R6.9					
関連する新設事業番号 ※表3の事業番号	3	1					
備考							

4 循環型社会形成推進のための現状と目標（生活排水の処理）

（1）生活排水の処理に関する現状と目標（全域）

生活排水の処理については、表6に掲げる目標のとおり、合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表6 生活排水処理に関する現状と目標		現状：令和4年度		目標：令和11年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	48,600	30.0%	48,950	31.5%
	農業集落排水施設等（人）	6,500	4.0%	6,150	4.0%
	合併処理浄化槽等（人）	17,900	11.1%	30,800	19.8%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	73,000	45.1%	85,900	55.2%
	単独処理浄化槽（人）	46,100	28.5%	43,400	27.9%
	非水洗化人口（人）	42,900	26.5%	26,200	16.9%
	小計：未処理人口（人）	89,000	54.9%	69,600	44.8%
合計：総人口（人）		162,000	100.0%	155,500	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）	94,450	/	73,780	/
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	39,290		41,100	
	合計（キロリットル）	133,740		114,880	

一般廃棄物処理計画と目標値が異なる場合に、地域計画と一般廃棄物処理計画との整合性に配慮した内容

--

(2) 各構成市町村の生活排水処理に関する現状と目標

〇〇市		実績		目標	
		令和4年度		令和11年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	39,000	30.0%	39,500	31.6%
	農業集落排水施設等（人）	5,100	3.9%	4,900	3.9%
	合併処理浄化槽等（人）	14,400	11.1%	24,600	19.7%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	58,500	45.0%	69,000	55.2%
	単独処理浄化槽等（人）	37,000	28.5%	35,000	28.0%
	非水洗化人口（人）	34,500	26.5%	21,000	16.8%
	小計：未処理人口（人）	71,500	55.0%	56,000	44.8%
	合計：総人口（人）	130,000	100.0%	125,000	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）	75,750	/	59,280	/
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	31,590		32,900	
	合計（キロリットル）	107,340		92,180	

△町		実績		目標	
		令和4年度		令和11年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	6,900	30.0%	6,800	30.9%
	農業集落排水施設等（人）	1,000	4.4%	900	4.1%
	合併処理浄化槽等（人）	2,500	10.9%	4,500	20.5%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	10,400	45.2%	12,200	55.5%
	単独処理浄化槽等（人）	6,500	28.3%	6,100	27.7%
	非水洗化人口（人）	6,100	26.5%	3,700	16.8%
	小計：未処理人口（人）	12,600	54.8%	9,800	44.6%
	合計：総人口（人）	23,000	100.0%	22,000	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）	13,400	/	10,500	/
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	5,500		5,900	
	合計（キロリットル）	18,900		16,400	

□□村		実績		目標	
		令和4年度		令和11年度	
		人口	構成比	人口	構成比
処理形態別人口	公共下水道（人）	2,700	30.0%	2,650	31.2%
	農業集落排水施設等（人）	400	4.4%	350	4.1%
	合併処理浄化槽等（人）	1,000	11.1%	1,700	20.0%
	小計：汚水衛生処理人口（人）	4,100	45.6%	4,700	55.3%
	単独処理浄化槽等（人）	2,600	28.9%	2,300	27.1%
	非水洗化人口（人）	2,300	25.6%	1,500	17.7%
	小計：未処理人口（人）	4,900	54.4%	3,800	44.7%
	合計：総人口（人）	9,000	100.0%	8,500	100.0%
し尿・汚泥の量	汲取りし尿量（キロリットル）	5,300	/	4,000	/
	浄化槽汚泥量（キロリットル）	2,200		2,300	
	合計（キロリットル）	7,500		6,300	

【解説】

4 循環型社会形成推進のための現状と目標(生活排水の処理)

対象地域全域における生活排水の処理の現状と目標について、表6等を作成すること。

表6等の作成に当たっては、これまでの実績を考慮すること。

計画目標を設定する年度については、原則として、計画に基づく施策の効果が現れる計画終了の翌年度(計画期間がR6～R10の場合、目標年次はR11)とする。

(2)各構成市町村の生活排水処理に関する現状と目標

構成市町村毎の積み上げにより、目標値を設定している場合については、市町村ごとの現状と目標が分かるよう表を作成すること。その他必要に応じて作成すること。対象地域が1市町村だけの場合など、表1の内容と同じ表となる場合は、作成・添付の必要は無い。

5 目標達成に向けた施策（生活排水の処理）

（1）処理体制

ア 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、埋立処分しているが、今後、たい肥化を行い、再生利用を進める。

（2）合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表7のとおり行う。

【解説】

5 目標達成に向けた施策(生活排水の処理)

浄化槽に限らず、下水道や農業集落排水処理施設等も含めた生活排水処理の現状と今後について、要点を簡潔に記載すること。

表7 浄化槽事業等のための整備事業※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付

事業番号	8	9	10		
事業主体	〇〇市	△町	□□村		
事業名称	浄化槽設置整備事業	公共浄化槽等整備推進事業	その他（地方単独事業等）		
現有設備の内容					
直近の整備済み基数（基） （令和4年度）	355基	74基	30基		
処理人口（人）	1,785人	378人	156人		
整備計画					
整備計画基数（基）	2,065基	410基	150基		
整備計画人口（人）	10,225人	2,050人	770人		
事業期間	R6～R10	R6～R10	R6～R10		
国土強靱化計画への記載 （計画の名称）	〇〇市国土強靱化地域計画	—	—		
備考					

【解説】

実施する浄化槽事業について一覧にまとめるもの。環境省所管の交付金等の活用の有無にかかわらず記載して構わない。

記載に当たっては、作成用様式内に記載の「各項目の留意事項等」及び「記載例」を参考に、漏れなく記載すること。

なお、各表について、記載列に書き切れない場合は、シートを複製して対応すること。

6 関連するその他の施策

(1) 地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく

ア ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容

収集カレンダーや広報等を活用し、ごみの分別だけでなく減量・リサイクルについても啓発していく。特にごみ出しルールが浸透していない転入者や学生、外国人に対し、集合住宅の管理会社やオーナー、市内の大学等とも連携して効果的な啓発を実施するとともに、ごみの排出状況が悪い場所には、清掃指導員が個別に訪問し、現場力を活かした啓発・指導を行う。

大学における相談コーナーの設置や出前講座の実施など、より効果的な情報提供の方法を検討する。また、集合住宅ごみ等優良排出管理認定制度等を活用することにより、集合住宅のオーナーと市民双方のメリットにつながることを周知する。

イ プラスチック資源に関する施策内容

住民がプラスチック使用製品の使用を合理化し、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう、また認定プラスチック使用製品を使用するようごみカレンダーやポスター等で啓発・情報提供を行うとともに、小学校と連携し環境学習を行う。

ウ ごみ処理手数料有料化の実施内容

〇〇市と△町においては生活系ごみについては指定袋で収集、粗大ごみはシールによる有料収集している。事業系ごみ及びび持ち込みごみは有料としている。

▲▲年に有料化を実施し、市と市民の取り組みにより、家庭ごみについては、有料化前の××年に比べて、■■年は約20%を減量し、市民の環境に関しての高い意識を保持したまま、ごみ減量効果を維持することに成功している。今後もこの効果を維持することを目指すとともに、必要に応じて制度の見直しを行うこととする。

エ リチウム蓄電池に関する対策

火災事故等を未然に防止するため、リチウム蓄電池の適正な排出方法等について、周知啓発を積極的に実施する。また、△町においては、リチウム蓄電池について、火災防止の観点から分別区分の新設を検討し、◆×年度までに実施する。〇〇市においては、◆×年度までに「危険物」等の既存の収集区分の品目にリチウム蓄電池を追加予定。ほか構成市町村においても、適正処理に向けた検討を引き続き実施する。

オ 事業系ごみに関する施策内容

市内全ての事業者がごみの減量・資源化に取り組めるよう、先進事例を収集し、訪問指導時や市が開催する講習会等で紹介していく。また、「事業系ごみの手引き」を引き続き配布し、生活系ごみとの違いを分かりやすく伝えていく。

カ 災害時の廃棄物処理に関する事項

×▲年に策定した〇〇市災害廃棄物処理計画、×▼年に策定した□□村災害廃棄物処理計画、今後策定予定の△町災害廃棄物処理計画に基づく取り組みを推進していくとともに、訓練等を通じて円滑・迅速な処理が実現できる実効性の高い体制を構築していく。なお、稼働予定の新施設においては、災害に強い廃棄物処理システムの構築をめざす。災害発生時にも自己発電電力により運転を継続し、万が一緊急停止した場合においても、電力供給が途絶えた状況から速やかに運転可能な機能を持たせ、地域の防災活動を支援できる施設として整備を進めていく。また、既存施設においても、避難所機能の役割を果たすことができるように検討を進めていくとともに、災害廃棄物削減のため関係所管と連携を図りながら、平時からの家屋内の退蔵品・不要品の適正処理の促進等も進めていく。

さらに周辺市町村と連携し、災害発生時には相互に災害廃棄物の受入処理ができる体制の構築を目指す。

キ 生活排水対策

生活排水の処理については、引き続き、下水道や農業集落排水処理施設が整備されていない人口散在地域等で合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿、浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、し尿処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、埋立処分しているが、今後、たい肥化を行い、再生利用を進める。

【解説】

6 関連するその他の施策

地域計画の対象地域における廃棄物、生活排水分野で推進する施策について記載すること。

【一般廃棄物関係】

○一般廃棄物等に関する施策等について、処理対象となるごみそのものの発生を抑制するため、構成市町村が実施する発生抑制、再使用の施策について簡潔に記載すること。一般廃棄物の処理に関する施設整備事業を実施する場合は必ず記載すること。(生活排水の処理に関する施設整備事業・浄化槽事業を実施する場合は、記載を省略して構わない。)

○施策の内容については、可能な限り具体的に記述することとし、計画期間全期にわたり実施するものを除き、実施期間を記載する。また、従前より実施している施策のほか、実施を予定している施策、実施に向けた検討を行うこととしている施策を含めて記載することができる。

○実施している施策に応じて複数のタイトルを記載できる。

○ただし以下の項目については、必ず記載すること。

- *ごみ減量・リサイクル促進のための施策内容
- *プラスチック資源に関する施策内容
- *ごみ処理手数料有料化の実施内容(※有料化導入済の市町村のみ)
- *リチウム蓄電池に関する施策内容
- *事業系ごみに関する施策内容
- *災害廃棄物処理に関する事項

※タイトルについては自由にして構わない。

※これ以外の項目についても適宜記載することができる。

※循環型社会形成に向けて、「循環型社会形成推進基本法」においては、廃棄物等の発生抑制に取り組むことやリサイクル等の優先順位が規定されており、発生抑制、再使用は、より優先順位が高いものとされている点について留意すること。

※ごみ処理手数料の有料化について、粗大ごみの処理手数料徴収のみや家庭系一般廃棄物の直接搬入時の手数料徴収、ごみ処理手数料の上乗せがない単なる指定袋制は導入済と言えない点に留意すること。

※リチウム蓄電池に関する施策については、「リチウム蓄電池等処理困難物対策集」(環境省廃棄物適正処理推進課)も参考にすること。

※上記以外の項目についても、適宜記載することができる。

○地域計画の構成市町村において、ほかに一般廃棄物に関する施策等の記載のある計画(一般廃棄物処理基本計画等)をもって、上記事項に類する箇所を抜粋し、地域計画の記載代わりに添付することができる(この場合、記載順は問わない)。

抜粋を添付使用する場合は、例えば、抜粋ページの先頭に、

「6 関連するその他の施策」の記載として、「〇〇一般廃棄物処理基本計画」のnページからmページまでを添付する。

等の注釈を追加するなどし、なぜ添付するのか地域計画との関係を分かりやすく説明すること。

【生活排水関係】

○生活排水に関する施策等について記載する。生活排水の処理に関する施設整備事業・浄化槽事業を実施する場合は必ず記載すること。(一般廃棄物の処理に関する施設整備事業を実施する場合は、記載を省略して構わない。)

○施策の内容については、可能な限り具体的に記述することとし、計画期間全期にわたり実施するものを除き、実施期間を記載する。また、従前より実施している施策のほか、実施を予定している施策、実施に向けた検討を行うこととしている施策を含めて記載することができる。

○記載例としてタイトルを【生活排水に関する施策】としているが、自由に変更して構わない。また、実施している施策に応じて複数のタイトルに分けて記載しても構わない。

○地域計画の構成市町村において、ほかに生活排水に関する施策等の記載のある計画(一般廃棄物処理基本計画、生活排水処理基本計画等)をもって、上記事項に類する箇所を抜粋し、地域計画の記載代わりに添付することができる。
抜粋を添付使用する場合は、例えば、抜粋ページの先頭に、「6 関連するその他の施策」の記載として、「〇〇市生活排水基本計画」のnページからmページまでを添付する。
等の注釈を追加するなどし、なぜ添付するのか地域計画との関係を分かりやすく説明すること。

7 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

○△□地域各市町村は、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、○△□地域各市町村、◇■県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

総括表（交付期間における各交付対象事業の概算事業費）

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模	事業期間		交付金交付期間		総事業費（千円）		交付対象事業費（千円）					備考			
				開始	終了	開始	終了	複数計画 合算費	現計画での 総事業費	複数計画 合算費	合計	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度		令和 9年度	令和 10年度	
施設名称等			単位															
マテリアルリサイクル推進等のための整備事業								600,000	30,450,000	400,000	26,860,000	200,000	150,000	8,510,000	9,000,000	9,000,000		
〇〇市資源センター	1	〇〇市	200	m	R7	R8	R7	R8		200,000		160,000		150,000	10,000			
廃焼却施設解体（△町焼却施設）	1	△町			R6	R6	R6	R6	600,000	250,000	400,000	200,000	200,000				全体事業期間：R3～R6	
〇△地区資源リサイクルセンター	2	〇△組合	20	t/5h	R8	R10	R8	R10		30,000,000		26,500,000			8,500,000	9,000,000	9,000,000	
エネルギー回収等のための整備事業									21,000,000	4,500,000	600,000	0	0	0	0	0		
〇△組合クリーンセンター	3	〇△組合	未定	t/日	R9	R10			20,000,000	4,500,000		0					全体事業期間：R9～R15	
廃焼却施設解体（●●焼却施設）	3	〇〇市							1,000,000		600,000	0					全体事業期間：R16～R19	
廃棄物運搬中継のための整備事業									2,000,000	0	1,700,000	0	0	0	0	0		
〇〇市可燃ごみ運搬中継施設	4	〇〇市	50	t/日					2,000,000	0	1,700,000	0					全体事業期間：R12～R15	
有機性廃棄物リサイクル推進のための整備事業									7,000,000	2,000,000	6,000,000	1,500,000	1,500,000	0	0	0		
〇△組合汚泥再生処理センター	5	〇△組合	150	kl/日	R4	R6	R6	R6	7,000,000	2,000,000	6,000,000	1,500,000	1,500,000				全体事業期間：R4～R6	
し尿処理施設の改良事業等									1,600,000	1,000,000	1,000,000	800,000	0	0	0	300,000	500,000	
△町し尿処理センター	6	△町	50	kl/日	R9	R10	R9	R10	1,600,000	1,000,000	1,000,000	800,000				300,000	500,000	全体事業期間：R9～R11
コミュニティ・プラント整備事業												0						
適正な最終処分のための整備事業									2,500,000	0	1,500,000	0	0	0	0	0		
〇△組合最終処分場	7	〇△組合	100,000	m					2,500,000		1,500,000	0					全体事業期間：R15～R17	
計画支援事業等									400,000	1,000,000	370,000	830,000	210,000	90,000	90,000	250,000	190,000	
事業番号1のための計画支援	①	〇△組合			R6	R6	R6	R6	400,000	200,000	370,000	190,000	190,000				全体事業期間：R4～R6	
事業番号6のための計画支援	②	△町			R6	R8	R6	R8		300,000		200,000	20,000	90,000	90,000			
事業番号7のための計画支援	③	〇△組合			R9	R10	R9	R10		500,000		440,000				250,000	190,000	

事業種別	事業番号	事業主体名称	規模		事業期間		交付金交付期間		総事業費(千円)		交付対象事業費(千円)						備考		
			単位		開始	終了	開始	終了	複数計画 合算費	現計画での 総事業費	複数計画 合算費	合計	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度		令和 10年度	
浄化槽事業等のための整備事業										1,265,110		1,265,068	267,200	257,200	247,956	246,756	245,956		
浄化槽設置整備事業	8	〇〇市			R6	R10	R6	R10		911,080		911,080	195,256	185,256	177,256	177,056	176,256		
内訳			1,030	基						869,950		869,950	173,990	173,990	173,990	173,990	173,990		
浄化槽整備事業(下記事業を除く)																			
既設の浄化槽改築事業			10	基						6,090		6,090	1,218	1,218	1,218	1,218	1,218		
浄化槽災害復旧事業			3	基						30,000		30,000	20,000	10,000					
少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業			10	基						240		240	48	48	48	48	48		
浄化槽整備効率化事業費										4,800		4,800			2,000	1,800	1,000		
公共浄化槽等整備推進事業	8	〇〇市			R6	R10	R6	R10		354,030		353,988	71,944	71,944	70,700	69,700	69,700		
内訳			1035	基						347,160		347,160	69,432	69,432	69,432	69,432	69,432		
浄化槽整備事業(下記事業を除く)																			
既設の浄化槽改築事業			7	基						1,750		1,708	488	488	244	244	244		
少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業			5	基						120		120	24	24	24	24	24		
浄化槽整備効率化事業費										5,000		5,000	2,000	2,000	1,000				
浄化槽事業等のための整備事業										161,616		161,616	31,272	31,272	33,024	33,024	33,024		
浄化槽設置整備事業	9	△町			R6	R10	R6	R10		136,120		136,120	27,224	27,224	27,224	27,224	27,224		
内訳			410	基						136,120		136,120	27,224	27,224	27,224	27,224	27,224		
浄化槽整備事業(下記事業を除く)																			
既設の浄化槽改築事業				基								0							
浄化槽災害復旧事業				基								0							
少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業				基								0							
浄化槽整備効率化事業費												0							
公共浄化槽等整備推進事業	10	□□村			R6	R10	R6	R10		25,496		25,496	4,048	4,048	5,800	5,800	5,800		
内訳			150	基						25,136		25,136	3,976	3,976	5,728	5,728	5,728		
浄化槽整備事業(下記事業を除く)																			
既設の浄化槽改築事業				基								0							
少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業			15	基						360		360	72	72	72	72	72		
浄化槽整備効率化事業費												0							
合計										35,100,000		40,376,726	11,570,000	31,416,684	2,208,472	528,472	8,880,980	9,829,780	9,968,980